

平成22年度

奨学生
高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成22年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校

奨学生

※**A**、**B** いずれの記載のないものは、共通の事項です。

1 申請資格

A

(1) 本市市民の被扶養者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・

大学に進学または在学する方

(3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方

(4) 確実な連帯保証人を付すことが

とができる方（※1）

(5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

B

(1) 本市市民の被扶養者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方

(3) 確実な連帯保証人を付すことが

とができる方（※1）

(4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

(5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

(6) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

(7) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

は在学する方

(8) 確実な連帯保証人を付すことが

2 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学 大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成22年から在学する学校の正規の修業期間	

とができる方（※1）
 (4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）
 ※1 **A**の(4)、**B**の(3)の連帯保証人について
 連帯保証人は2人必要（各々独立の生計を営む成人者）
 ※2 **A**の(5)、**B**の(4)について
 〈例〉 日本学生支援機構（旧日本育英会）、茨城県奨学生、母子福祉資金、寡婦福祉資金、生活福祉資金（茨城県社会福祉協議会）、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金など（併願不可）

3 募集期間

4月23日(金)まで

4 申請手続き

申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

(1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）

(2) 奨学金貸与申請者推薦調書（様式第2号）

※新入生については、卒業した高等学校長からのもの（**A**）

※新入生については、卒業した中学校長のもの（**B**）

(3) 在学証明書（募集期間内に提出してください。）

(4) 住民票（申請者家族全員について記載されているもの）

(5) 所得証明書（主たる家計支持者）

※平成21年源泉徴収票のほか平成21年の所得がわかるものを募集期間内に提出してください。（写し可）

5 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会での選考結果を本人あてに通知

6 奨学金の返還

(1) 奨学金は無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた

総額を返還していただきます。

総額を返還していただきます。

B 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(2) 返還猶予

ア 上級の学校へ入学したとき
 イ 病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき

(3) 返還免除
 貸与を受けた方が死亡したと

きは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。

(4) その他
 ・奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。

・本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さんが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となりますのでお知らせします。

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯。

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学生児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費等で教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）。

3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助

費申請書および収入申告書に記入・捺印し、前年中の収入のわかる証明書などを添付のうえ、在学の学校へ提出してください。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などに相談ください。

※申請されると、家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問しますのでご協力願います。

問 谷和原庁舎学校教育課 ☎58-2111（内線8204）

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課にも同様の制度があります。